

生活介護

障害者支援施設などで、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

対象者

- 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方で次に該当する方
 1. 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上
 2. 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上
 3. 障害者支援施設に入所する方であって障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は区分3）より低い方のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市区町村が利用の組み合わせの必要性を認めた方

※ 3.の方のうち以下の方については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を行なった上で、引き続き、生活介護を利用することができます。

- 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
- 法の施行時に旧法施設に入所し、継続して入所している方
- 平成 24 年 4 月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している方

サービスの内容

障害者支援施設などで、主に昼間において、次のようなサービスを行います。

入浴、排せつ、食事等の介助

調理、洗濯、掃除等の家事

生活等に関する相談、助言

その他日常生活上の支援

創作的活動、生産活動の機会の提供

身体機能や生活能力の向上のために必要な援助